



佐賀県公報

平成20年
3月31日
(月曜日)
号外第2号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

◎佐賀県農業試験研究センター管理規則の一部を改正する規則

(二三・農林水産商工本部) 二

◎佐賀県立有田窯業大学校管理規則の一部を改正する規則

(二四・) 三

◎佐賀県工鉦業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

(二五・) 七

◎佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(二六・生産者支援課) 一〇

◎家畜取引法施行細則の一部を改正する規則

(二七・畜産課) 三〇

◎佐賀県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

(二八・水産課) 三〇

◎佐賀県漁業調整規則の一部を改正する規則

(二九・) 三三

公布された規則のあらまし

○佐賀県農業試験研究センター管理規則の一部を改正する規則(規則第二三号)

1 企画流通部の分掌事務を見直すとともに、同部の名称を企画情報部に改めることとした。(第三条及び第六条関係)

2 土壌環境部の分掌事務を見直すとともに、同部の名称を有機・環境農業部に改めることとした。(第三条及び第六条関係)

3 バイオテクノロジ一部及び栽培技術部の分掌事務を見直すこととした。(第六条関係)

4 この規則は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

○佐賀県立有田窯業大学校管理規則の一部を改正する規則(規則第二四号)

1 校長は、有田窯業大学校(以下「大学校」という。)の教育水準の向上を図るため、大学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行うこと等とした。(第五条の二関係)

2 大学校の専門課程に陶磁器科(四年制)を置き、同学科に伝統コース、プロダクトコース及び造形コースを置くとともに、同課程の陶磁器科の名称を陶磁器科(二年制)に改め、同学科に成形技法コース及び装飾技法コースを置くこととした。(第八条関係)

3 大学校の一般課程にろくろ科及び絵付科を置くこととした。(第八条の二関係)

4 専門課程及び一般課程の定員を定めることとした。(第九条関係)

5 短期研修の種類、研修期間及び定員を見直すこととした。(第一〇条関係)

6 大学校の専門課程等の授業科目及び単位数は、校長が別に定めることとした。(第一四条関係)

7 一般課程への入学を許可する者、入学試験、受験手続、入学手続等について定めることとした。(第十五条〜第二〇条関係)

8 校長は、卒業の認定をした専門課程陶磁器科(四年制)の学生に対して、卒業証書を授与し、高度専門士(工業専門課程)の称号を付与することとした。(第二七条関係)

9 その他所要の改正を行うこととした。

10 この規則は、平成二一年四月一日から施行することとした。ただし、1及び4から7までは、平成二〇年四月一日から施行することとした。

○佐賀県工鉦業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則(規則第二五号)

1 新たな工鉦業上の試験項目に係る手数料の額を定めるとともに、新たに導入された設備機械等の使用料の額を定めることとした。(第二条関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

○佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(規則第二六号)

1 狩猟者登録申請書ほか四様式について、九州各県(沖縄県を除く。)の共通様式とするため、所要の改正を行うこととした。

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

○家畜取引法施行細則の一部を改正する規則(規則第二七号)

1 家畜取引法に基づく各種手続について、所要の見直しを行うこととした。(第一条〜第八条関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

○佐賀県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則(規則第二八号)

1 漁業法及び水産資源保護法の一部改正に伴い、引用条項を改めることとした。(第一条関係)

2 内水面における漁業の許可の制度を水産動植物の採捕の許可の制度へ移行することに伴い、所要の改正を行うこととした。(第五条、第七条〜第二一条、第二三条、第二四条、第四二条、様式第一号〜様式第二号の三関係)

3 許可証の譲渡等の禁止並びに書換え交付及び再交付の申請の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処することとした。(第四七条関係)

4 その他所要の改正を行うこととした。

5 この規則は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

6 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県漁業調整規則の一部を改正する規則(規則第二九号)

1 漁業法及び水産資源保護法の一部改正に伴い、引用条項を改めるとともに、漁業の許可及び漁業の禁止に係る規定について所要の改正を行うこととした。

(第一条、第七条及び第三七条関係)

2 漁業の許可を受けた者は、漁獲成績報告書を知事に提出しなければならぬこととした。(第五六条の二関係)

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この規則は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

5 所要の経過措置を定めることとした。

○規則

佐賀県農業試験研究センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第二十三号

佐賀県農業試験研究センター管理規則の一部を改正する規則

佐賀県農業試験研究センター管理規則(昭和五十三年佐賀県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「企画流通部」を「企画情報部」に、「土壌環境部」を「有機・環境農業部」に改める。

第六条第一項第二号中「企画流通部」を「企画情報部」に改め、同号へ及びトを削る。

第六条第一項第三号に次のように加える。

ホ 農産物の品質評価及び利用方法に関すること。

第六条第一項第四号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 農産物の流通に係る品質保持に関すること。

第六条第一項第五号中「土壌環境部」を「有機・環境農業部」に改め、同号中へをトとし、ホをへとし、同号二中「農作業」を「農作物」に改め、同号ニを同号ホとし、同号中八をニとし、ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 有機農業等の栽培技術に関すること。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

佐賀県立有田窯業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第二十四号

佐賀県立有田窯業大学校管理規則の一部を改正する規則

佐賀県立有田窯業大学校管理規則(昭和六十年佐賀県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条の教務部の分掌事務の第一号中「専門課程」の下に、「一般課程」を加える。

第五条の次に次の一条を加える。

(学校評価)

第五条の二 校長は、大学校の教育水準の向上を図るため、大学校の教育活動その他の学校運営の状況について自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 校長は、前項の評価を行うに当たっては、大学校の実情に応じ、適切な項目を設定するものとする。

3 校長は、第一項の規定による評価の結果を知事に報告するものとする。第八条の見出し中「専攻」を「コース」に改め、同条中「同学年」を「同学科」に、「掲げる専攻」を「掲げるコース」に改め、同条の表を次のように改める。

学 科	陶磁器科(四年制)
コ ー ス	伝統コース プロダクトコース

陶磁器科(二年制)	造形コース
	成形技法コース 装飾技法コース

第八条の次に次の一条を加える。

(一般課程の学科)

第八条の二 一般課程に次に掲げる学科を置く。

一 ろくろ科

二 絵付科

第九条の見出し及び同条本文中「専門課程」の下に、「一般課程」を加え、同条の表を次のように改める。

種 別	定 員	
	専門課程	陶磁器科(四年制)
一般課程	ろくろ科	四十名(各学年二十名)
	絵付科	十名
研究科		十名

第十条第一項の表を次のように改める。

種 類	研 修 期 間		定 員
ろくろ成形研修	一年	一年	五名
絵付技法研修	一年		五名

第十条第二項中「一般研修は毎日継続して研修を行うものとし、特別研修は「短期研修は、」に改める。

第十三条第二項中「専門課程」の下に、「一般課程」を加える。

第十四条第一項を次のように改める。

専門課程、一般課程及び研究科の教育の内容は、陶磁器に関する知識及び技術についての講義、実習等とし、その授業科目及び単位数は、校長が別に

定める。

第十五条第一項中「次の各号」を「次」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

第十五条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 校長は、次のいずれかに該当する者で大学の入学試験に合格したものに對し、一般課程への入学を許可する。

一 学校教育法による中学校を卒業した者

二 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令第三十六号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

三 外国において学校教育における九年の課程を修了した者

四 その他前三号に掲げる者と同等以上の学力を有すると校長が認めた者

第十六条に次の一項を加える。
2 一般課程の入学試験は、適性試験及び面接試験により行うものとする。

第十七条中「(様式第一号)」の下に、「一般課程の入学試験を受けようとする者は一般課程入学願書(様式第一号の二)に」を加える。

第十八条及び第二十条中「専門課程」の下に、「一般課程」を加える。
第二十三条中「専門課程にあつては四年、」を「専門課程陶磁器科(四年制)にあつては八年、専門課程陶磁器科(二年制)にあつては四年、一般課程及び」に改める。

第二十六条第一項中「学習報告」の下に、「制作品」を加え、「の成績」を削り、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 一般課程の学業成績は、平素の学習状況、出席状況及び制作品によつて評

価する。

第二十七条中第四項を第五項とし、同条第三項中「校長は」の下に、「卒業の認定をした一般課程の学生に対して、卒業証書様式第九号の二を」を加え、「様式第九号の二」を「様式第九号の三」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「陶磁器科」を「陶磁器科(二年制)」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 校長は、卒業の認定をした専門課程陶磁器科(四年制)の学生に対して、卒業証書(様式第八号の二)を授与し、高度専門士(工業専門課程)の称号を付与する。

第三十二条第三項中「専門課程」の下に「陶磁器科(二年制)」を加える。別表第一及び別表第二を削る。

様式第一号中

学歴	高等学校 大学	学部	年月日	科卒業 科卒業(見込)
	大学入学資格検定合格			

を

学歴	高等学校 短期大学・大学	学部	年月日	科卒業(見込) 科卒業(見込)
	高等学校卒業程度認定試験合格			

に

改め、同様式の次に次の様式を加える。

様式第1号の2(第17条関係)

受験番号

※No.

年 月 日

佐賀県立有田窯業大学校

一般課程入学願書

佐賀県立有田窯業大学校長 様

私は、佐賀県立有田窯業大学校(一般課程)に入学したいので、所定の書類を添えて出願します。

ふりがな		性別	男	女	(写真欄)	
氏名	㊟	(年 月 日生)				
現住所	郵便番号	電話番号	—	—		方
連絡先	郵便番号	電話番号	—	—		方

志望学科	科	
学歴	卒業(見込)	
職歴	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	

(佐賀県収入証紙貼付欄)

注 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

2 ※欄は、記入しないこと。

様式第8号の2(第27条関係)

第 号
卒業証書
氏 名 生年月日

佐賀県立有田窯業大学校専門課程陶磁器科(4年制)を卒業したことを証し、文部大臣告示(平成6年文部省告示第84号)により、高度専門士(工業専門課程)と称することを認める。

年 月 日

佐賀県立有田窯業大学校長 氏 名 [印]

様式第五号中「入学を許可されました(又は)入学するにあたっては」を「入学を許可されました(又は)入学するにあたっては」に改める。
様式第八号の次に次の一様式を加える。

卒業(見込)	研修	一般特別	研修
--------	----	------	----

に改める。 を

様式第二号中「科卒業」を「卒業」に改める。
様式第三号中「入学を許可されました(又は)入学するにあたっては」を「入学を許可されました(又は)入学するにあたっては」に改める。
様式第四号中

様式第9号の2(第27条関係)

第 号
卒業証書
氏 名 生年月日

佐賀県立有田窯業大学校一般課程
ろくろ科 絵付科
<1年>を卒業したことを証する。

年 月 日

佐賀県立有田窯業大学校長 氏 名 [印]

様式第9号(第27条関係)

第 号
卒業証書
氏 名 生年月日

佐賀県立有田窯業大学校専門課程陶磁器科(2年制)を卒業したことを証し、文部大臣告示(平成6年文部省告示第84号)により、専門士(工業専門課程)と称することを認める。

年 月 日

佐賀県立有田窯業大学校長 氏 名 [印]

様式第九号及び様式第九号の二を次のように改める。

様式第九号の二の次に次の様式を加える。

様式第9号の3(第27条関係)

第 号
 卒業証書
 氏 名 生年月日
 佐賀県立有田窯業大学校研究科〈1年〉を卒業したことを証する。
 年 月 日
 佐賀県立有田窯業大学校長 氏 名 [印]

様式第十号中「上記の並び」及び「一般 研修」を削る。特別

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第五条の二、第九条、第十条、第十四条第一項、第十五条から第十八条及び第二十条の改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。

佐賀県工鋳業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第二十五号

佐賀県工鋳業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正す

る規則

佐賀県工鋳業試験手数料及び使用料条例施行規則(平成十二年佐賀県規則第十二号)の一部を次のように改正する。第二条の手数料の表の一の項中

(2) プラズマ発光分析	三、七八〇円
(3) 蛍光エックス線分析	六、一八〇円
(4) 赤外分光分析	六、五三〇円
(5) その他の定性分析	五、六六〇円
(2) 蛍光エックス線分析	六、一八〇円
(3) 赤外分光分析	六、五三〇円
(4) その他の定性分析	五、六六〇円

改め、同表の二の項中「一、八四〇円」を「二、一四〇円」に、「一、八八〇円」を「二、一四〇円」に改め、同表の三の項を次のように改める。

三 品質及び規格の試験	イ 品質及び規格の試験(工業関係)	時間	費用
(1) 万能工具顕微鏡による検査	(イ) 精密三次元測定機による測定	一時間	三、七八〇円
(2) 表面粗さ輪郭形状測定機による測定	(ロ) 曲率半径測定ユニットによる測定	一時間	五、三一〇円
(3) 機械及び工具の試験	(ハ) デジタルオシロレコーダーによる測定	一件	六、一三〇円
(4) パラメーターアナライザによる測定	(ニ) インピーダンス測定装置試験	一時間	一〇、九三〇円
(5) インピーダンス測定装置による測定	(ホ) 小径内径測定装置による測定	一時間	六、二四〇円
(6) 三次元デジタルシグナシステムによる測定	(ヘ) 非線形構造解析システムによる解析	一時間	一、七六〇円
(7) プレス形成シミュレーションシステムによる解析	(ト) 熱流体解析システムによる解析	一時間	一、九三〇円
(8) 熱流体解析システムによる解析		一時間	二、〇八〇円
(9) プレス形成シミュレーションシステムによる解析		一時間	三、二九〇円
(10) 熱流体解析システムによる解析		一時間	五、三三〇円
(11) 熱流体解析システムによる解析		一時間	五、一七〇円

第二条の手数料の表の六の項中

(4) 炭酸ガスレーザー加工 数値制御によるグラフアイト 電極加工	(5) 超精密旋盤加工 油圧プレス加工	(4) 炭酸ガスレーザー加工 数値制御によるグラフアイト 電極加工	(5) 超精密旋盤加工 油圧プレス加工
一件	一件	一件	一件
一一、七四〇円 七、九三〇円	九、八四〇円 六、七三〇円	四、〇〇〇円 七、九三〇円	六、一〇〇円 六、七三〇円

め、同条の使用料の表を次のように改める。

(2) 電極形成装置によるもの リソグラフィ装置によるもの 成膜装置によるもの 蒸着装置によるもの プラズマクリーナーによるもの	(3) 電極形成装置によるもの リソグラフィ装置によるもの 成膜装置によるもの 蒸着装置によるもの プラズマクリーナーによるもの	(4) 電極形成装置によるもの リソグラフィ装置によるもの 成膜装置によるもの 蒸着装置によるもの プラズマクリーナーによるもの	(5) 電極形成装置によるもの リソグラフィ装置によるもの 成膜装置によるもの 蒸着装置によるもの プラズマクリーナーによるもの
"	"	"	"
七、二二〇円 六、五二〇円 八、三七〇円 一、七四〇円 二、六二〇円	七、二二〇円 六、五二〇円 八、三七〇円 一、七四〇円 二、六二〇円	七、二二〇円 六、五二〇円 八、三七〇円 一、七四〇円 二、六二〇円	七、二二〇円 六、五二〇円 八、三七〇円 一、七四〇円 二、六二〇円

に改

を

に、

を

使用料

区分	項目	単位	金額
設備機械等の使用	イ 試験用の設備機械器具 (工業関係)		
	(1) 硬度試験機	一時間	一、〇八〇円
	(2) 真円度測定機	"	一、一五〇円
	(3) 万能工具顕微鏡	"	一、七二〇円
	(4) 万能材料試験機	"	一、二一〇円
	(5) 赤外分光分析装置	"	二、三六〇円
	(6) 精密三次元測定機	"	六、八三〇円
	(7) 水準器	"	六、八〇円
	(8) マイクロメーター	"	六、八〇円
	(イ) 三〇〇ミリメートル未満のもの	一日	六、八〇円
	(イ) 三〇〇ミリメートル以上六〇〇ミリメートル未満のもの	"	六、八〇円
	(イ) 六〇〇ミリメートル以上のもの	"	六、九〇円
	(ウ) 長尺ノギス	"	七、〇〇円
	(イ) デザインコンピュータ	一時間	七、七〇円
	(イ) カラーコピー出力機	一時間	七、四〇円
	(11) 表面粗さ輪郭形状測定機	一時間	一、二一〇円
	(12) 蛍光エックス線分析装置	"	一、七四〇円
	(13) CAE(コンピュータによる構造解析システムをいう。)	"	二、三九〇円
	(ア) 三次元	"	二、二〇〇円
	(イ) 一般構造解析	"	二、二六〇円
	(ウ) 疲労解析	"	一、六一〇円
	(ウ) 樹脂流動解析	"	一、四五〇円
	(イ) 材料データベース	"	一、〇八〇円
	(イ) デジタルオシロレコーダー	"	一、二四〇円
	(イ) パラメーターアナライザ	"	一、四〇〇円
	(イ) インピーダンス測定装置	"	二、六七〇円
	(イ) オートグラフ材料試験機	"	四、七八〇円
	(イ) 超精密旋盤	"	七、八〇円
	(イ) 酸素分析装置	一時間	九七〇円
	(イ) シートマシン	一件	一、五七〇円
	(イ) 流動電位測定装置	"	三、一六〇円
	(イ) 計装型シャルピー衝撃試験機	"	三、一六〇円

(24)	(23)	自動微小硬さ試験システム レーザー顕微鏡	一、四六〇円 三、九一〇円 (写真一枚撮影することにより二六〇円を加算する。)
(25)		小径内径測定装置	一、二四〇円
(26)		グロー放電発光分光分析装置	三、七六〇円
(27)		光機能測定装置	三、二七〇円
(28)		炭化賦活装置	七九〇円
(29)		細胞数計測装置	八四〇円
(30)		糖時計(デジタル屈折計)	八三〇円
(31)		クロマトグラフィ	一、〇一〇円
(32)		熱変形温度試験機	九九〇円
(33)		マルチインデックス	九三〇円
(34)		タンパク質分離回収システム	九四〇円
(35)		油圧式自動埋込装置	一、〇四〇円
(36)		マイクロワイヤーボンダー	九七〇円
(37)		比表面積・細孔分布測定調査	一、〇四〇円
(38)		高温型示差走査熱量計	一、二〇〇円
(39)		イオンアナリシス分析システム	一、二六〇円
(40)		リソグラフィ装置	一、七一〇円
(41)		電極形成装置	二、一二〇円
(42)		曲率半径測定システム	二、一四〇円
(43)		三次元表面構造解析顕微鏡	二、四九〇円
(44)		微小領域X線解析装置	三、〇四〇円
(45)		X線透過画像解析装置	三、二一〇円
(46)		プラズマクリーナー	一、二五〇円
(47)		蒸着装置	一、〇六〇円
(48)		誘導結合プラズマ発光分析装置	三、〇二〇円
(49)		三次元デジタル計測システム	一、二二〇円
(50)		非線形構造解析システム	一、四二〇円
(51)		摩耗試験システム	二、一四〇円
(52)		窒素・タンパク質測定装置	一、二〇〇円
(53)		ガスクロマトグラフ直結型質量分析	二、七二〇円
(54)	計	イオンクロマトグラフ式糖鎖分析システム	一、七六〇円
(55)	ム	プレス形成シミュレーションシステム	一、五七〇円
(56)		熱流体解析システム	一、七六〇円
(57)		粘性・粘弾性測定装置	一、〇八〇円
(58)		高速液体クロマトグラフ	一、一七〇円
(59)		連続式ホモジナイザー	八五〇円
(60)		凍結真空乾燥機	一、三一〇円
(61)		ミクロ精密天秤	八二〇円
(1)		(窯業関係) 硬度試験機	五七〇円
(2)		表面粗さ計	五八〇円
(3)		ビデオマイクロスコープ	三八〇円
(4)		デジタルHDマイクロスコープ	七八〇円
(5)		赤外分光光度計	七五〇円
(6)		万能材料試験機	一、二三〇円
(7)		精密万能材料試験機	一、〇〇〇円
(8)		衝撃強度試験機	一、〇一〇円
(9)		恒温恒湿機	二四〇円
(10)		ウエザーメーター	一、四〇〇円
(11)		紫外可視分光光度計	一、三七〇円
(12)		瞬間分光光度計	〇、九〇〇円
(13)		パウダーテスター	三六〇円
(14)		卓上型熱伝導率測定装置	三七〇円
(15)		食器洗浄器	二二〇円
(16)		回転粘度計	一、四四〇円
(17)		レーザー回折式粒度分析装置	一、四七〇円
(18)		レオメーター	一、五六〇円
(19)		混合混練機	七九〇円
(20)		色差計	一、〇七〇円
(21)		紙積層造形機	一、〇八〇円
(22)		モデリングマシン	一、二五〇円
(23)		固液界面解析装置	一、〇一〇円
		口 工作加工用の設備機械器具 (工業関係)	
(1)	機	交流アーク溶接機及びスポット溶接機	一時間 九五〇円
(2)		旋盤	八九〇円
(3)		研削盤	一、〇〇〇円
(4)		半自動溶接機	一、〇六〇円
(5)		イナートガス溶接機	三、一六〇円

(6)	数値制御旋盤	"	一、六七〇円
(7)	雰囲気熱処理炉	"	二、三六〇円
(8)	サブゼロ装置	"	二、三〇〇円
(9)	ワイヤーカット放電加工機	"	二、三一〇円
(10)	做フライス盤	"	二、一一〇円
(11)	炭酸ガスレーザ加工機	"	二、六〇〇円
(12)	数値制御グラファイト電極加工機	"	三、五〇〇円
(13)	精密鏡面ラッピングマシン	"	二、三八〇円
(14)	平面度測定システム	"	二、〇六〇円
(15)	ラップドプロトタイプ装置	"	四、七五〇円
(16)	油圧プレス	"	二、二一〇円
(17)	高精度高速小径微細加工機	"	二、四七〇円
(18)	プラズマ焼結機	"	五、一九〇円
(19)	成膜装置	"	三、七六〇円
(20)	射出成形機	"	一、九九〇円
(窯業関係)			
(1)	窯業機械	"	"
(ア)	ジョークラッシュャー	"	四六〇円
(イ)	ロールクラッシュャー	"	四八〇円
(ウ)	スタンパー	一日	六七〇円
(エ)	ポットミル(小)	"	七一〇円
(オ)	ポットミル(大)	"	一、〇一〇円
(カ)	微粉砕機	一時間	九二〇円
(キ)	振動ミル	"	七三〇円
(ク)	ボールミル	一回	一、五六〇円
(ケ)	遊星ミル	一時間	一七〇円
(コ)	真空土練機	六〇キロ グラム	五六〇円
(サ)	セラミックス用押出成形機	一回	一、八六〇円
(シ)	振動ふるい	一時間	四四〇円
(ス)	自動タタラ成形機	"	一、〇四〇円
(セ)	ローラー式自動成形機	"	一、二〇〇円
(ソ)	サーマルフレックススルूम	"	一、〇九〇円
(タ)	恒温機	"	七四〇円
(チ)	フィルタープレス	"	九五〇円
(ツ)	ラバープレス	"	一、七一〇円
(テ)	圧力鑄込装置	"	一、二七〇円
(ト)	パッド印刷機	"	一、三三〇円

<p>この規則は、平成二十年四月一日から施行する。</p> <p>佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>平成二十年三月三十一日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>			
附 則			
(ア)	サンドブラスタ	"	一、〇四〇円
(イ)	攪拌機	"	二八〇円
(ウ)	ロクロ	"	一四〇円
(エ)	アクアマイザー	"	四四〇円
(オ)	メカノフュージョン	"	四七〇円
(カ)	パネルソー	"	七一〇円
(キ)	高速遠心分離器	"	五三〇円
(ク)	ハンマークラッシュャー	"	三八〇円
(ケ)	強制練りミキサ	"	四六〇円
(コ)	原料調製ミキサ	一件	六〇〇円
(2) 窯業炉			
(ア)	電気炉(二〇キロワット以下)	一時間	二五〇円
(イ)	電気炉(二一キロワット以上)	"	五〇〇円
(ウ)	ケラマックス炉	"	一、〇三〇円
(3) 窯業研削機			
(ア)	ボール盤	"	三五〇円
(イ)	フライス盤(小)	"	二二〇円
(ウ)	フライス盤(大)	"	五九〇円
(エ)	超音波加工機	"	九八〇円
(オ)	鏡面研磨機	"	八三〇円
(カ)	バフ研磨機	"	二、七七〇円
(キ)	面取加工機	"	七六〇円
(ク)	プレス成形機	"	六九〇円
(ケ)	平面研削機	"	八五〇円
(コ)	万能研削機	"	七七〇円
(サ)	ドクターカッター	"	四七〇円
(シ)	ダイヤモンドカッター	"	二、〇三〇円
(ソ)	熱画像計測装置	"	二、三七〇円

◎佐賀県規則第二十六号

佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部
を改正する規則

佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和五十五年佐賀県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中、「カワウ」を削る。

第八条を次のように改める。

(申請等の様式)

第八条 次の各号に掲げる申請、届出又は請求は、それぞれ当該各号に定める申請書、届出書又は請求書により行うものとする。

一 法第九条第一項の規定による許可の申請 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可申請書(様式第一号)

二 法第九条第八項の規定による交付の申請 従事者証交付申請書(様式第二号)

三 法第十二条第三項の規定による承認の申請 対象狩猟鳥獣捕獲等承認申請書(様式第三号)

四 法第十五条第四項の規定による許可の申請 指定猟法許可申請書(様式第四号)

五 法第十九条第二項の規定による登録の申請又は同条第五項の規定による更新の申請 鳥獣飼養登録(更新)申請書(様式第五号)

六 法第二十条第三項の規定による届出 登録鳥獣譲受等届出書(様式第六号)

七 法第二十四条第一項の規定による許可の申請 販売禁止鳥獣等販売許可申請書(様式第七号)

八 法第二十九条第七項の規定による許可の申請 特別保護地区(特別保護指定区域)内行為許可申請書(様式第八号)

九 法第三十二条第二項の規定による請求 損失補償請求書(様式第九号)

十 法第三十五条第三項の規定による承認の申請 特定猟具使用承認申請書(様式第十号)

十一 法第三十九条第一項の規定による免許の申請 狩猟免許申請書(様式第十一号)

十二 法第五十一条第一項の規定による更新の申請 狩猟免許更新申請書(様式第十二号)

十三 法第五十五条第一項の規定による登録の申請 狩猟者登録申請書(様式第十三号)

十四 法第六十一条第一項の規定による変更登録の申請 狩猟者変更登録申請書(様式第十四号)

十五 法第九条第九項、第十五条第七項、第十九条第六項、第二十四条第六項、第三十五条第八項、第四十六条第二項若しくは第六十一条第五項又は省令第十一条の二第七項の規定による再交付の申請 許可書等再交付申請書(様式第十五号)

十六 法第四十六条第一項若しくは第六十一条第四項(鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第百三十四号)第九条第五項の規定により読み替えられる場合を含む。)又は省令第七条第十一項若しくは第十二項、第十一条の二第九項、第十五条第六項、第二十条第五項、第二十四条第五項又は第四十二条第五項の規定による届出 住所等変更届出書(様式第十五号)

十七 省令第七条第十三項若しくは第十四項、第十一条の二第十項、第十五条第七項、第二十条第六項、第二十四条第六項、第四十二条第六項、第五十条又は第六十五条第十項の規定による届出 許可証等亡失届出書(様式第十五号)

第九条中第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、第四項を第二項とする。

様式第一号から様式第六号までを次のように改める。

様式第1号（第8条関係）

鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可申請書

年 月 日

佐賀県知事 様
（市町長）

申請者 住 所 〒 -
電話番号 - -
ふりがな
氏 名 印
生年月日 年 月 日生
職 業

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定により、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

捕獲等をしようとする鳥獣 又は採取等をしようとする 鳥類の卵の種類及び数量	種 類	
	数 量	
捕獲等又は採取等の目的	<input type="checkbox"/> 学術研究 <input type="checkbox"/> 有害鳥獣捕獲 <input type="checkbox"/> 愛がん飼養 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
捕獲等又は採取等の期間	年 月 日～ 年 月 日	
捕獲等又は採取等 の区域	所 在 地	
	鳥獣保護区等の捕獲制限 区域を含む場合は、区域 の名称及びその理由	区域の名称： 理由：
捕獲等又は採取等の方法		
捕獲等又は採取等をした後の処置		
研究事項等 ※学術研究の場合	研究事項（内容）	
	研究実施の方法	
飼養等に係る状況 ※愛がん飼養の場 合	現に飼養している鳥獣の 種類及び数量	
	過去5年間に許可を受け た鳥獣の種類及び数量	
狩猟免許 ※狩猟免許を所持してい る場合	免 許 の 種 類	
	免許を与えた知事名	知事
	狩 猟 免 状 の 番 号	
	交 付 年 月 日	年 月 日
猟銃・空気銃所持許可 ※銃器を使用する場合	猟銃・空気銃所持許可証の番号	
	交 付 年 月 日	年 月 日
備 考		

- （注） 1 捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面を添付すること。
 2 銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあつては、当該方法を明らかにした図面を添付すること。
 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第2号(第8条関係)

従事者証交付申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

〒 ー

申請者 主たる事務所の所在地
名称
電話番号 ー ー

代表者氏名 印

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により従事者証の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 捕獲等に係る許可証の日付及び番号

年 月 日付け 第 号

2 従事者

住 所	(〒 ー)	
	電話番号 (ー ー)	
氏 名	他 名 印	
生年月日	年 月 日	
職 業		
狩猟者登録 ※狩猟登録を受けている場合	種 類	
	番 号	
	交付年月日	年 月 日
猟銃・空気銃 所持許可 ※銃器を使用する場合	許可証番号	
	交付年月日	年 月 日
	銃器の種類	

(注) 1 従事者が複数人いる場合は、従事代表者を記入し、付表の従事者名簿を添付すること。

2 従事者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

(付表)
従事者名簿

住 所	氏 名	印	生年月日	職業	狩猟者登録 (狩猟登録を受けている場合)			猟銃・空気銃所持許可証 (銃器を使用する場合)		備考
					種類	番 号	交付年月日	許可証番号	交付年月日	
			・ ・				・ ・		・ ・	
			・ ・				・ ・		・ ・	
			・ ・				・ ・		・ ・	
			・ ・				・ ・		・ ・	
			・ ・				・ ・		・ ・	
			・ ・				・ ・		・ ・	
			・ ・				・ ・		・ ・	
			・ ・				・ ・		・ ・	
			・ ・				・ ・		・ ・	
			・ ・				・ ・		・ ・	
			・ ・				・ ・		・ ・	
			・ ・				・ ・		・ ・	
			・ ・				・ ・		・ ・	

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第3号(第8条関係)

対象狩猟鳥獣捕獲等承認申請書

佐賀県知事 様

年 月 日

〒 ー

申請者 住 所

電話番号 ー ー

ふりがな

氏 名 印

生年月日 年 月 日生

職 業

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第12条第3項の規定により対象狩猟鳥獣の捕獲等の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

捕獲等をしようとする対象狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けるべき制限をした区域の名称		
捕獲等をしようとする対象狩猟鳥獣の種類		
捕獲等をしようとする期間		年 月 日～ 年 月 日
狩 猟 者 登 録 証	種 類	
	登 録 番 号	
	登録年月日	年 月 日

- (注) 1 狩猟者登録証の写しを添付すること。
2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第4号（第8条関係）

指定猟法許可申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

〒 ー
申請者 住 所

電話番号 ー ー

ふりがな

氏 名 印

生年月日 年 月 日生

職 業

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第15条第4項の規定により指定猟法による鳥獣の捕獲等の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

指 定 猟 法 の 種 類	
指定猟法によらなければ ならない理由	
捕 獲 等 の 目 的	
捕 獲 等 の 期 間	年 月 日～ 年 月 日
捕 獲 等 の 区 域	
捕獲等をしようとする 鳥獣の種類及び数量	
学術研究を目的として、捕獲 等をしようとする場合にあつ ては、研究の事項及び方法	
備 考	

- （注） 1 捕獲等をしようとする区域を明らかにした図面を添付すること。
2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第5号(第8条関係)

鳥獣飼養登録(更新)申請書

年 月 日

佐賀県知事 様
(市町長)〒 ー
申請者 住 所

電話番号 ー ー

ふりがな

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第19条第2項(第5項)の規定により鳥獣飼養の登録(更新)を受けたいので、次のとおり申請します。

申 請 区 分	<input type="checkbox"/> 登 録 <input type="checkbox"/> 更 新	
捕獲許可証の番号又は 飼養登録票の番号	許可証 の番号	
	登録票 の番号	
鳥獣の種類及び数量	鳥 獣 の 種 類	
	数 量	
飼 養 の 目 的		
捕獲の年月日又は譲受 け(引受け)の年月日	年 月 日	
飼 養 の 期 間	年 月 日～ 年 月 日	
備 考		

(注) 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

様式第6号（第9条関係）

登録鳥獣譲受等届出書

年 月 日

佐賀県知事 様
（市町長）

〒 ー
申請者 住 所

電話番号 ー ー

ふりがな
氏 名

印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第20条第3項の規定により登録鳥獣の（譲受け・引受け）をしたので、次のとおり届け出ます。

譲渡し又は引渡しをした者 （法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）	住 所	
	氏 名	
譲受け又は引受けをした年月日		年 月 日
譲受け又は引受けをした鳥獣の登録票	番 号	
	有効期間	年 月 日～ 年 月 日
譲受け又は引受けをした鳥獣の種類、雌雄別頭（羽）数		

- （注） 1 譲受け又は引受けをした鳥獣に係る登録票の写しを添付すること。
2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第九号から様式第十四号までを削る。
様式第八号中

住 所	(〒)
	電話番号 ()

に、

住 所	(〒)
	電話番号 ()

を

「〒[〒]田田」を「〒[〒]田田」に改め、同様式を様式第十二号とし、同様式の次に次の三様式を加える。

様式第13号（第8条関係）

（表）

※ 登 録 番 号	
※ 狩 猟 免 許	
※ 損 害 の 賠 償	
※ 放鳥獣猟区の区域の登録の有無	
※ 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別	

※整理番号

狩猟者登録申請書

佐賀県知事 様

年 月 日

写 真

住 所 (〒 -)

電話番号 (- -)

ふりがな

氏 名 印

生年月日 年 月 日生

収入証紙

下記のとおり狩猟者登録を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により申請します。

記

(1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類（□にレ印を付す。）、使用する猟具の種類（番号に○印を付す。）、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号、所持する免許の種類（□にレ印を付す。第2種銃猟免許に係る登録の場合に限る。）を記入すること。

なお、第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを申請する場合は、第2種銃猟免許に係る登録申請をすること（「第2種銃猟免許に係る登録」の□にレ印を付す。）。

□網猟免許に係る登録	1 網	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	猟銃免状の番号
□わな猟免許に係る登録	2 わな	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	猟銃免状の番号
□第1種銃猟免許に係る登録	3 ライフル銃 4 散弾銃 5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	猟銃免状の番号
□第2種銃猟免許に係る登録	6 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	所持する免許の種類		交付年月日	年 月 日	猟銃免状の番号
		都道府県知事名	知事			□第1種銃猟免許

(裏)

(2) 狩猟をしようとする場所

1 県の区域全部 2 放鳥獣猟区の区域

(3) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別(対象鳥獣捕獲員である場合は□にレ印を付し、かつ、対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称を記入する。)

 対象鳥獣捕獲員
 対象鳥獣捕獲員でない
対象鳥獣捕獲員として所属する市町村名
()

(4) 免許の効力の停止の有無(有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。)

免許の効力の停止の有無	1	有	停止の期間	年	月	日から	年	月	日まで
	2	無							

(5) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日(第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合)

第1種銃猟免許	ライフル銃	猟銃・空気銃所持許可証番号	号	交付年月日	年	月	日
	散弾銃						
	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)						
第2種銃猟免許	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)						

(6) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項

共済事業	法人名	対象損害	給付額	被共済の期間
損害保険契約	保険会社名	対象損害	保険金額	被保険期間
資産保有				

(7) 職業

--

- | | | |
|----------------|------------|-----------------|
| 1 専門的・技術的職業従事者 | 2 管理的職業従事者 | 3 事務従事者 |
| 4 販売従事者 | 5 農林業従事者 | 6 漁業従事者 |
| 7 採鉱・採石作業従事者 | 8 運輸・通信従事者 | 9 技能工・生産工程作業従事者 |
| 10 単純労働者 | 11 保安職業従事者 | 12 サービス職業従事者 |
| 13 分類不能の職業 | 14 無職 | |

記載上の注意事項

- 1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。
- 2 文字は、かい書で明りょうに記載すること。
- 3 (2)は、該当番号を○で囲むこと。
- 4 (6)は、職業を具体的に記載し、さらに職業分類の該当番号を○で囲むこと。
- 5 ※印欄には、申請者は記載しないこと。
対象鳥獣捕獲員であるか否かの別の欄は、対象鳥獣捕獲員である場合は所属市町村名を、対象鳥獣捕獲員でない場合は「否」と記載するものとする。
- 6 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 狩猟により生じる損害の賠償についての要件を備えていることを証する書面
- 2 申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの2枚
- 3 申請者が県外在住者の場合には、現に狩猟免許を受けているかどうか及びその効力を確認するために必要な書類

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第14号(第8条関係)

(表)

※登録番号	
※狩猟免許	
※損害の賠償	
※放鳥獣猟区の区域の登録の有無	

※整理番号	
-------	--

狩猟者変更登録申請書

佐賀県知事 様

写真

年 月 日

住所	(〒 -) 電話番号 (- -)
ふりがな	
氏名	印
職業	
生年月日	年 月 日生
変更しようとする狩猟者登録証の番号	号
変更しようとする狩猟者登録証の交付年月日	年 月 日

収入証紙

下記のとおり変更登録を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第2項の規定により申請します。

記

(1) 変更登録を受けようとする狩猟免許の種類(□にレ印を付す。)、使用する猟具の種類(番号に○印を付す。)、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号、所持する免許の種類(□にレ印を付す。第2種銃猟免許に係る登録の場合に限る。)を記入すること(変更がある場合のみ記入)。

なお、第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを申請する場合は、第2種銃猟免許に係る登録申請をすること(「第2種銃猟免許に係る登録」の□にレ印を付す。)

□網猟免許に係る登録	1 網	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	猟銃免状の番号
□わな猟免許に係る登録	2 わな	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	猟銃免状の番号
□第1種銃猟免許に係る登録	3 ライフル銃 4 散弾銃 5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	猟銃免状の番号
□第2種銃猟免許に係る登録	6 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	所持する免許の種類		交付年月日	年 月 日	猟銃免状の番号
		都道府県知事名	知事			

(裏)

(2) 変更をしようとする場所(変更がある場合のみ記入)

1 県の区域全部

2 放鳥獣猟区の区域

(3) 免許の効力の停止の有無(有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。)

免許の効力の停止の有無	1 有 2 無	停止の期間	年 月 日から	年 月 日まで
-------------	------------	-------	---------	---------

(4) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日(第1種猟銃免許又は第2種猟銃免許の場合)

第1種 猟銃免許	ライフル銃	猟銃・空気銃 所持許可証番号	号	交付年月日	年 月 日
	散弾銃				
	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)				
第2種 猟銃免許	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)				

記載上の注意事項

- 1 狩猟者変更登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。
- 2 文字は、かい書で明りように記載すること。
- 3 (1)及び(2)については、変更がある場合のみ必要事項を記入し、変更がない場合は記入しないこと。
- 4 (2)は、該当番号を○で囲むこと。
- 5 ※印欄には、申請者は記載しないこと。
- 6 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの2枚
- 2 申請者が県外在住者の場合には、現に狩猟免許を受けているかどうか及びその効力を確認するために必要な書類

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第15号(第8条関係)

年 月 日						
住所等変更届出書 許可証等亡失届出書 許可証等再交付申請書						
佐賀県知事 様						
住 所	(〒 -) 電話番号 - -					
収入証紙						
ふりがな						
氏 名	印					
生年月日	年 月 日生					
職 業						
<p>(該当項目の□にレ印を付す。)</p> <p><input type="checkbox"/>住所・氏名等に係る区分の変更届出書(※1) 下記のとおり住所等の変更をしたので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(第46条第1項、第61条第4項)又は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(第7条第11項、第7条第12項、第11条の2第9項、第15条第6項、第20条第5項、第24条第5項、第42条第5項)の規定により届け出ます。</p> <p><input type="checkbox"/>対象鳥獣捕獲員となつた場合又は当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなつた場合の届出書(※2) 下記のとおり変更があつたので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第4項の規定により届け出ます。</p> <p><input type="checkbox"/>亡失届出 下記のとおり狩猟免許等を亡失したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(第7条第13項、第7条第14項、第11条の2第10項、第15条第7項、第20条第6項、第24条第6項、第42条第6項、第50条、第65条第10項)の規定により届け出ます。</p> <p><input type="checkbox"/>再交付申請 下記のとおり狩猟免許等を亡失(滅失、汚損、破損)したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(第9条第9項、第15条第7項、第19条第6項、第24条第6項、第35条第8項、第46条第2項、第61条第5項)又は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(第11条の2第7項)の規定により狩猟免許等の再交付を申請します。</p>						
狩猟免許等の種類	<p>(該当項目の□にレ印を付す。)</p> <p><input type="checkbox"/>狩 猟 免 状 <input type="checkbox"/>狩猟者登録証 <input type="checkbox"/>狩猟者記章 <input type="checkbox"/>鳥獣の捕獲等許可証</p> <p><input type="checkbox"/>従 事 者 証 <input type="checkbox"/>承認証(対象狩猟鳥獣) <input type="checkbox"/>指定猟法許可証</p> <p><input type="checkbox"/>鳥獣飼養登録票 <input type="checkbox"/>販売許可証 <input type="checkbox"/>承認証(特定猟具使用)</p>					
番 号						
交 付 年 月 日	年 月 日					
変 更 ・ 亡 失 年 月 日	年 月 日					
※1	<p>(該当項目の□にレ印を付す。)</p> <p><input type="checkbox"/>住所 <input type="checkbox"/>氏名 <input type="checkbox"/>職業 <input type="checkbox"/>銃砲所持許可証番号及び交付年月日</p> <p><input type="checkbox"/>使用しようとする猟具 <input type="checkbox"/>狩猟免許の効力停止</p>					
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">変更内容</td> <td style="width: 10%;">旧</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>新</td> <td></td> </tr> </table>	変更内容	旧			新
変更内容	旧					
	新					
※2	<p>(該当項目の□にレ印を付す。)</p> <p><input type="checkbox"/>対象鳥獣捕獲員となつた。 <input type="checkbox"/>当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなつた。</p>					
亡失又は再交付の理由						

(注) 1 不要な文字は抹消し、該当項目の□にレ印を付すこと。
 2 ※1印の欄は、住所・氏名等の変更届出を行おうとする場合に限つて記入すること。
 なお、変更届には、住所、氏名の変更が確認できる書類(住民票、運転免許証の写等)を添付すること。
 (届出書の提出に際して上記書類の提示を行うことでも足りる。)ただし、知事が住民基本台帳法第30条の8第1項の規定により、申請者本人に係る本人情報を利用できる場合は添付を要しない。
 ※2印の欄は、対象鳥獣捕獲員でない者として狩猟者登録を行つた者が当該者の狩猟者登録期間中に対象鳥獣捕獲員となつた場合又は当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなつた場合の届け出に限つて記入すること。
 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第七号中

住 所	(〒)
電話番号 ()	

を

住 所	(〒)
電話番号 ()	

に、

「〒」を「〒」に改め、同様式を様式第十一号とし、同様式の前に次の四様式を加える。

様式第7号(第8条関係)

販売禁止鳥獣等販売許可申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所

電話番号 — —

ふりがな
氏 名 印

生年月日 年 月 日生

職 業

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第24条第1項の規定により販売禁止鳥獣等の販売の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

販売しようとする 販売禁止鳥獣等の 種類、数量及び所 在地	販売禁止 鳥獣の種類	
	数 量	
	所 在 地	
許可を受けよう とする事由	<input type="checkbox"/> 学術研究 <input type="checkbox"/> 養殖 <input type="checkbox"/> 鑑賞 <input type="checkbox"/> その他() ※ <input type="checkbox"/> 放鳥 <input type="checkbox"/> はく製 <input type="checkbox"/> 食用 <input type="checkbox"/> 羽毛の加工	
販売予定期間	年 月 日～ 年 月 日	
販 売 先		

- (注) 1 ※以下の口は、人工増殖した鳥獣に係る許可を受けようとする場合に限りレ印を付すこと。
2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第8号(第8条関係)

特別保護地区(特別保護指定区域)内行為許可申請書

佐賀県知事様

年 月 日

申請者 住所 〒 - -
電話番号 - -

ふりがな
氏名 印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第7項の規定により鳥獣保護区特別保護地区(特別保護指定区域)内における行為の許可を受けたいので、同条第8項の規定により次のとおり申請します。

特別保護地区(特別保護指定区域)の名称				
行為の種類				
行為の目的				
行為の場所				
行為の場所及びその付近の状況				
林況 (立木竹の伐採申請をする場合のみ記入)	林種(□にレを付す。)	□針葉樹林 □広葉樹林 □混交林 : □天然林 □人工林		
	樹種		林令	
	森林面積		総蓄積(a)	
施行方法	建築物等の設置又は埋立て(干拓)申請に係る概要	建築物等の規模・構造又は埋立て(干拓)面積		
		工事の方法		
	立木竹の伐採申請に係る概要	伐採種別(□にレを付す。)	□皆伐 □単木択伐 □群状択伐	
		伐採樹種		
		伐採面積(本数)		平均樹令
		平均胸高直径		伐採材積(b)
	伐採材積歩合(b/a)	%		
	関連行為の概要			
	建築物等の工事施行後の周辺、伐採跡地、埋立て(干拓)後の取扱			
予定日	着手		年 月 日	
	完了		年 月 日	
備考				

記載上の注意事項

(1) 「備考」欄には次の事項を記入すること。

ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ 過去に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付け、番号及び付された条件

(2) 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

添付図面(水面の埋立て若しくは干拓、木竹の伐採又は工作物の設置に係る申請のみ添付)

(1) 行為の場所を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図

(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の概況図及び天然色写真(近景、遠景の写真及び行為の場所との関係を明らかにした撮影位置図)

(3) 行為の実施方法の表示に必要な図面

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第9号（第8条関係）

損失補償請求書	
佐賀県知事 様	年 月 日
申請者 住所	〒 —
	電話番号 — —
	ふりがな 氏 名
	印
（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条第1項の規定により損失補償を受けたいので、同条第2項の規定により次のとおり請求します。	
鳥獣保護区等の名称	鳥獣保護区（ 特別保護地区）
補償請求の原因となつた行為・箇所	<input type="checkbox"/> 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第11項に基づく鳥獣保護区内の鳥獣保護の施設の設置 <input type="checkbox"/> 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第7項に基づく特別保護地区内の行為の申請に係る不許可 <input type="checkbox"/> 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第10項に基づき同条第7項の許可に条件を付せられたこと 箇所：
補償請求の理由 （損失の内容・程度など）	
補償請求額の総額	
補償請求額の内訳	
備 考	

- 注 1 補償請求の原因となつた行為については、該当する項目の□にレ印を付けること。
 2 施設の設置による損失に対する補償請求の場合は、請求額を土地及び木竹に区分して明示すること。
 3 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第10号(第8条関係)

特定猟具使用承認申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所

電話番号 — —

ふりがな
氏 名 印

生年月日 年 月 日生

職 業

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第35条第4項の規定により、特定猟具使用制限区域における特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

使用しようとする特定猟具の種類	<input type="checkbox"/> 銃器 <input type="checkbox"/> くくりわな <input type="checkbox"/> はこわな <input type="checkbox"/> はこおとし <input type="checkbox"/> 囲いわな	
捕獲等しようとする特定猟具 使用制限区域の名称	() 特定猟具使用制限区域	
捕獲等しようとする期間	年 月 日～ 年 月 日	
狩 猟 者 登 録 証	種 類	
	登 録 番 号	
	登 録 年 月 日	年 月 日

- (注) 1 狩猟者登録証の写しを添付のこと。
2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

家畜取引法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第二十七号

家畜取引法施行細則の一部を改正する規則

家畜取引法施行細則(昭和三十一年佐賀県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条から第八条までを次のように改める。

(趣旨)

第一条 この規則は、家畜取引法(昭和三十一年法律第二百二十三号。以下「法」という。)の施行に関し、家畜取引法施行令(昭和三十一年政令第九号)及び家畜取引法施行規則(昭和三十一年農林省令第四十三号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(登録証)

第二条 法第七条に規定する登録証は、様式第一号のとおりとする。

(廃止等の届出)

第三条 法第十条の規定による届出は、様式第二号によるものとする。

(登録の取消し等の通知)

第四条 知事は、法第十八条第一項の規定により家畜市場の登録を取り消し、又は同条第二項の規定により家畜市場の開場の停止を命じ、若しくは家畜市場の登録を取り消したときは、開設者に対し、その旨を通知するものとする。

(市場再編整備地域の指定申請)

第五条 法第十九条第一項の申請は、様式第三号によるものとし、正副二通を知事に提出しなければならない。

(市場再編整備計画の変更承認申請)

第六条 法第二十二條第一項の規定による申請は、様式第四号によるものとし、正副二通を知事に提出しなければならない。

(市場再編整備地域の指定等の通知)

第七条 知事は、法第十九条第一項の規定により市場再編整備地域を指定し、法第二十二條第一項の規定により市場再編整備計画の変更を承認し、又は法第二十三條第一項の規定により市場再編整備地域の指定を解除したときは、開設者に対し、その旨を通知するものとする。

(報告)

第八条 法第三条の登録を受けた者又は法第二十七條第一項の規定による届出をした者は、市場開場の月毎に報告書を作成し、翌月の五日までに知事に報告しなければならない。

2 前項の報告書は、様式第五号によるものとする。

第九条から第十一条までを削る。

様式第一号中「~~廿~~」を「~~ハ~~」に、「~~および~~」を「~~及び~~」に、「~~第六~~」を「~~第六~~」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

佐賀県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第二十八号

佐賀県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

佐賀県内水面漁業調整規則(昭和二十六年佐賀県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第六十五条第一項」を「第六十五条第二項」に、「第四条第一項」を「第四条第二項」に改める。

「第二章 漁業の許可」を「第二章 水産動植物の採捕の許可」に改める。
 第五条を次のように改める。

(水産動植物の採捕の許可)

第五条 次に掲げる漁具又は漁法によつて水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、漁業権又は入漁権に基づいて採捕する場合及び漁業法第二百二十九条の遊漁規則に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

一 流刺網

二 う使

三 すつぼん笠

四 鉾(すつぼんを採捕する場合に限る。)

五 やな

六 建網(建切網、建干網及び張切網を含む。)

七 魚ぜき

八 張網(ふくろ網を含む。)

九 よせ網(地びき網を含む。)

十 投網(船舶を使用する場合に限る。)

第七条第一項中「漁業の許可をうけよう」を「第五条本文の規定による許可(以下「採捕の許可」という。)を受けよう」に、「左の事項を記載した申請書(正副各一通を)」を「様式第一号による申請書」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「漁業」を「水産動植物の採捕」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 知事は、第一項の申請書のほか、許可をすることがどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

第八条から第十一条までを次のように改める。

(許可の有効期間)

第八条 採捕の許可の有効期間は、三年とする。

2 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

(許可証の交付)

第九条 知事は、採捕の許可をしたときは、その申請者に様式第二号による許可証を交付する。

(許可証の携帯義務)

第十条 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前条の許可証を自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。

2 許可証の書換え申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法による水産動植物の採捕をするときは、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しをもつて、許可証に代えることができる。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを返納しなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止)

第十一条 採捕の許可を受けた者は、許可証又は前条第二項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

第十二条中「漁業調整その他公益上」を「漁業調整又は水産資源の保護培養のため」に、「漁業を許可」を「採捕の許可を」に、「当り」を「当たり」に、「付する」を「付ける」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(許可の内容に違反する採捕の禁止)

第十二条の二 採捕の許可を受けた者は、採捕の許可の内容(採捕の種類(当

該漁具又は漁法による水産動植物の採捕を魚種等により区分したものをいう。)、採捕区域及び採捕期間をいう。以下同じ。)に違反して水産動植物の採捕をしてはならない。

第十三条を次のように改める。

(許可の内容の変更の許可)

第十三条 採捕の許可を受けた者が、採捕の許可の内容を変更しようとするときは、様式第二号の二による申請書を提出して知事の許可を受けなければならない。

2 前項の場合には、第七条第四項の規定を準用する。

第十三条の次に次の一条を加える。

(許可証の書換え交付の申請)

第十三条の二 採捕の許可を受けた者は、許可証の記載事項(採捕の許可の内容を容たる事項を除く。)に変更を生じたときは、速やかに、様式第二号の三による申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

第十四条から第十六条までを次のように改める。

(許可証の再交付の申請)

第十四条 採捕の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、速やかに、その理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第十五条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

一 第十三条第一項の規定による許可をしたとき。

二 第十三条の二の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

三 第二十三条第一項の規定により、採捕の許可につき、その内容を変更し、

又は制限若しくは条件を付けたとき。

(許可証の返納)

第十六条 採捕の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

3 採捕の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は合併後の存続する法人、合併によつて成立した法人若しくは清算人が前二項の手続をしなければならない。

第十七条の見出しを「採捕の許可の定数」に改め、同条第一項中「水産動植物の繁殖保護、漁業取締」を「水産資源の保護培養又は漁業取締り」に、「第五条各号に掲げる漁業につき、漁業の種類別、地区別に許可数」を「第五条第一号又は第九号に掲げる漁具又は漁法による採捕につき、その種類別に許可数の最高限度」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一項の」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前三項」を「前二項」に改め、「第一項の規定により定められた」を削り、同項を同条第四項とする。

第十八条から第二十四条までを次のように改める。

(許可をしない場合)

第十八条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、採捕の許可をしてはならない。

一 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者である場合

二 漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認める場合

2 知事は、前項第一号の規定により採捕の許可をしないときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を文書

をもつて通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

4 知事は、第一項第二号の規定により採捕の許可をしないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴くものとする。

(優先順位についての勘案事項)

第十九条 第五条に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕であつて、第十七条の規定により、定数を定められた者の許可の優先順位については、知事は、その申請に係る水産動植物の採捕について次の各号に掲げる事項を勘案しなければならない。

一 当該水産動植物の採捕について経験の程度

二 当該水産動植物の採捕にその者の経済が依存する程度

三 当該水産動植物の増殖に対する熱意の程度

(許可の取消し)

第二十条 知事は、採捕の許可を受けた者が、第十八条第一項第一号の規定に該当することとなつたときは、その許可を取り消さなければならない。

2 知事は、前項の規定による採捕の許可の取消しをするときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行わなければならない。

第二十一条 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間、その許可に係る漁具又は漁法による水産動植物の採捕をしないときは、その許可を取り消すことができる。

2 採捕の許可を受けた者の責に帰すべき事由による場合を除き、第二十三条第一項の規定に基づく処分又は漁業法第六十七条第一項の規定に基づく指示若しくは同条第十一項の規定に基づく命令により水産動植物の採捕を停止した期間は、前項の期間に算入しない。

3 第一項の場合には、前条第二項の規定を準用する。

第二十二條 削除

(漁業調整のための許可の変更、取消し又は採捕の停止等)

第二十三条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、採捕の許可につき、その内容を変更し、制限若しくは条件をつけ、取り消し、又は採捕を停止させることができる。

2 採捕の許可を受けた者が漁業に関する法令又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、前項と同様とする。

3 前項の規定による処分は、同項の違反者に係るすべての採捕の許可について行うことができる。

4 知事は、第一項又は第二項の規定による採捕の許可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は採捕の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。

5 第一項又は第二項の場合には、第二十条第二項の規定を準用する。

(許可の失効)

第二十四条 採捕の許可を受けた者が死亡し、又は解散し、若しくは分割(当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、当該許可はその効力を失う。

「第三章 漁業調整」を「第三章 水産資源の保護培養及び漁業取締り等」に改める。

第二十五条に次の一項を加える。

4 前項の規定は、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)の適用を受ける者については、適用しない。

第二十七条第一項中「左」を「次の各号」に、「その下」を「当該各号」に、「但し」を「ただし」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同項第七号を削る。

第二十九条第一項中「左」を「次の各号」に、「その下」を「当該各号」に、「但し」を「ただし」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同項第九号を

削る。

第三十条中「左」を「次」に改め、同条第三号中「かすみ網」を「固定式刺網」に、「および」を「及び」に改める。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 削除

第三十七条の見出し中「し、や断して」を「遮断して」に改め、同条第一項及び第二項中「し、や断して漁業」を「遮断して水産動植物の採捕」に改める。

第三十八条を次のように改める。

第三十八条 削除

第三十九条第一項を次のように改める。

この規則のうち、水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に關する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

第三十九条第二項中「左に掲げる事項を記載した」を「様式第二号の四による」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「並びに様式第四号の」を「及び様式第四号による」に改め、同条第四項中「あたり、条件又は制限」を「当たり、制限又は条件」に改め、同条第五項中「養殖試験、研究等」を「試験研究等」に、「その旨」を「その結果」に改め、「許可証」の下に「及び腕章」を加え、同条第六項中「並びに」を「及び」に、「携帯せしめなければならない」を「携帯させなければならない」に改める。

第三十九条の二を削る。

第四十条第二項中「左に掲げる事項を記載した申請を、」を「様式第五号の二による申請書を」に改め、同項各号を削り、同条中第五項を第六項とし、同条第四項中「あたり」を「当たり」に、「付する」を「付ける」に改め、同項

を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 知事は、前項の申請書のほか、許可するかどうかの判断に關し必要と認める書類の提出を求めることができる。

第四十二条の見出し中「てつ去」を「撤去」に改め、同条中「第五条第四号乃至第七号の漁業」を「第五条第五号から第八号までに掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕」に、「許可」を「採捕の許可」に、「てつ去し」を「撤去し」に改める。

第四十三条第一号中「第十一条、第十三条第一項」を「第十二条の二」に改め、「第三十九条の二」を削り、同条第二号中「第四十条第四項」を「第四十条第五項」に、「付せられた」を「付けられた」に改め、同条中第三号を第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 第二十三条第一項の規定による採捕の停止の命令に違反した者
第四十四条中「第三十八条」を削り、「第四十条第五項」を「第四十条第六項」に改める。

第四十六条の次に次の一条を加える。

第四十七条 第十一条、第十三条の二又は第十四条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第1号（第7条関係）

〇〇網（漁法）による採捕許可申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）[㊦]

下記により水産動植物の採捕の許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 採捕の種類
- 2 採捕区域
- 3 採捕する水産動植物の種類
- 4 採捕期間
- 5 漁具又は漁法の規模及び数
- 6 採捕に従事する者の住所及び氏名
- 7 使用する船舶
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数

様式第2号（第9条関係）

内許第 号

〇〇網（漁法）による採捕許可証

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

1 採捕の種類

2 採捕区域

3 採捕期間

4 採捕に従事する者の住所及び氏名

5 使用する船舶

(1) 船名

(2) 漁船登録番号

(3) 総トン数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

6 許可の有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

7 制限又は条件

年 月 日

佐賀県知事

印

様式第2号の2（第13条関係）

様式第2号の次に次の三様式を加える。

〇〇網（漁法）による採捕許可の内容変更許可申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）[㊤]

下記により〇〇網（漁法）による採捕の許可の変更について許可を受けたいので、申請します。

記

1 採捕の種類

2 許可番号

3 許可年月日

4 変更しようとする事項

項 目	現在の許可の内容	変更後の内容

5 変更しようとする時期

6 変更しようとする理由

様式第2号の3（第13条の2関係）

〇〇網（漁法）による採捕許可証書換え交付申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）[㊤]

下記により〇〇網（漁法）による採捕許可証の書換え交付を受けたいので、申請します。

記

- 1 採捕の種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 書換えをしようとする事項

項 目	現在の許可の記載内容	書換え後の内容

- 5 書換えを必要とする理由

様式第2号の4(第39条関係)

特別採捕許可申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

住所

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊦

下記により特別採捕の許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 採捕の目的
- 2 適用除外の許可を必要とする事項
佐賀県内水面漁業調整規則第 条第 項
- 3 使用する船舶
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数
 - (5) 所有者の氏名
- 4 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量(種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量)
- 5 採捕の区域
- 6 採捕の期間
- 7 使用漁具及び漁法
- 8 採捕に従事する者の住所及び氏名

様式第3号（第39条関係）

様式第三号を次のように改める。

内許第	号
特 別 採 捕 許 可 証	
住所	
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	

1 適用除外の事項	佐賀県内水面漁業調整規則第	条第	項
2 採捕する水産動植物の種類及び数量			
3 採捕の区域			
4 採捕の期間			
5 使用漁具及び漁法			
6 採捕に従事する者の住所及び氏名			
7 使用する船舶			
(1) 船名			
(2) 漁船登録番号			
(3) 総トン数			
(4) 推進機関の種類及び馬力数			
8 許可期間	年	月	日から
	年	月	日まで
9 制限又は条件			

年	月	日	佐賀県知事	印
---	---	---	-------	---

様式第5号の2（第40条関係）

様式第五号の次に次の一様式を加える。

移 植 許 可 申 請 書

年 月 日

佐賀県知事 様

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）㊥

下記により移植の許可を受けたいので、申請します。

記

1 移植の目的

2 移植しようとする魚種の名称及び数量

3 移植しようとする魚種の購入先及び産地

4 移植しようとする区域

5 移植の期間

年 月 日から 年 月 日までの間

6 移植しようとする者の住所及び氏名

様式第6号(第40条関係)

様式第六号を次のように改める。

内許第	号
移 植 許 可 証	
住所	
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	

1	移植魚種の名称
2	移植魚種の数量
3	移植区域
4	移植期間 年 月 日から 年 月 日まで
5	移植者の住所及び氏名
6	制限又は条件

年 月 日	佐賀県知事	印
-------	-------	---

附則

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の佐賀県内水面漁業調整規則（以下「旧規則」という。）第五条の規定によつてした漁業の許可並びに当該許可に係る処分及び手続については、なお従前の例による。
- 3 旧規則第三十九条第三項及び第四十条第三項の規定により交付された採捕許可証及び移植許可証は、この規則による改正後の佐賀県内水面漁業調整規則第三十九条第三項及び第四十条第四項の規定により交付された特別採捕許可証及び移植許可証とみなす。
- 4 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

佐賀県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第二十九号

佐賀県漁業調整規則の一部を改正する規則

佐賀県漁業調整規則（昭和四十五年佐賀県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六十五条第一項及び」を「第六十五条第一項及び第二項並びに」に、「第四条第一項」を「第四条第一項及び第二項」に改める。

第七条を次のように改める。

（漁業の許可）

第七条 次に掲げる漁業の方法により漁業を営もうとする者は、漁業法第六十条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、第一号から第三号までに規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただ

し、第四号、第十二号及び第十五号から第十七号までに規定するものにあつては、漁業法第八条第一項の規定により当該各号に規定する漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。

一 小型まき網（総トン数五トン未満の船舶を使用するものに限る。以下「小型まき網漁業」という。）

二 機船船びき網（以下「機船船びき網漁業」という。）

三 ごち網（以下「ごち網漁業」という。）

四 しき網（以下「しき網漁業」という。）

五 すくい網（火光を利用するものに限る。以下「すくい網漁業」という。）

六 刺網（第七号及び第十二号に掲げる漁業の方法を除く。以下「刺網漁業」という。）

七 げんしき網（以下「げんしき網漁業」という。）

八 あんこう網（以下「あんこう網漁業」という。）

九 おちのり網（昭和二十五年農林省告示第二百二十九号に規定する佐賀県有明海区（以下「有明海」という。）において固定網具を使用するものに限る。以下「おちのり網漁業」という。）

十 しいらづけ（以下「しいらづけ漁業」という。）

十一 潜水器（簡易潜水器を使用するものを含む。以下「潜水器漁業」という。）

十二 固定式刺網（以下「固定式刺網漁業」という。）

十三 地びき網（以下「地びき網漁業」という。）

十四 地こぎ網（以下「地こぎ網漁業」という。）

十五 小型定置網（建網、柵網及び落網を使用するものに限る。以下「小型定置網漁業」という。）

十六 かご（以下「かご漁業」という。）

十七 たこつば（以下「たこつば漁業」という。）

第八條第一項及び第二十五條第一項中「掲げる」を「規定する」に改める。
 第三十七條を次のように改める。
 (漁業の禁止)

第三十七條 次に掲げる漁業の方法により営む漁業は、漁業法第六十五條第一

項及び水産資源保護法第四條第一項の規定に基づき、営んではならない。

一 沖縄式追込網

二 空釣こぎ

三 空釣延なわ

第四十條の表の小型機船底びき網漁業(有明海における手びき網漁業及び長柄じよれん船びき漁業を除く。)の項中(一)を削り、(二)を(一)とし、(三)を(二)とし、同表の手繰第二種漁業の項及び手繰第三種漁業(長柄じよれん船びき漁業に限る。)の項を削る。

第四十一條を次のように改める。

第四十一條 削除

第五十六條の次に次の一條を加える。

(漁獲成績報告書の提出)

第五十六條の二 漁業の許可を受けた者は、漁業法第六十六條第一項の規定及び第七條の規定による漁業ごとに、次の表に掲げる漁獲成績報告書を同表に定める提出期限までに知事に提出しなければならない。

漁業種類	報告書の種類	提出期限
中型まき網漁業	毎年度の漁獲成績報告書	年度終了後三十日以内
小型まき網漁業	毎年度の漁獲成績報告書	年度終了後三十日以内
小型機船底びき網漁業(えびこぎ網漁業に限る。)	毎年の漁獲成績報告書	翌年の二月末まで
ごち網漁業	毎年の漁獲成績報告書	翌年の一月三十一日まで
しき網漁業	毎年の漁獲成績報告書	翌年の一月三十一日まで

第五十七條第一項中「二」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「第七條」を削り、「第三十五條から第四十二條まで」を「第三十五條、第三十六條、第三十八條から第四十條まで、第四十二條」に改める。

附則

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の佐賀県漁業調整規則(以下「旧規則」という。)の規定によつてした許可その他の処分又は申請その他の手続であつて、この規則の施行の際現に効力を有するものは、この規則による改正後の佐賀県漁業調整規則の規定によりなされた処分又は手続とみなす。この場合において、当該許可の有効期間は、従前の残存期間とする。

3 この規則の施行の際、現に旧規則による許可を受けている漁業に係る旧規則第四十條及び第四十一條の規定は、その許可の有効期間中は、なお効力を有する。

4 この規則の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する処分又は罰則の適用については、なお従前の例による。

2 前項の漁獲成績報告書の様式は、知事が別に定める。

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
 申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年三月三十一日印刷及び発行
 発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
 印刷所 株式会社古川総合印刷